

令和元年台風19号に係る被災地ボランティア活動支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会と鎌倉市が協働して、令和元年台風19号に係る被災地（以下「被災地」という。）に赴き、被災地支援のためボランティア活動を行った者に対し、ボランティア活動保険の保険料及び交通費等の一部を助成することにより、被災地を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、被災地を支援するボランティア活動を行った者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 鎌倉市民
- (2) 市内に在勤し又は在学する者
- (3) 鎌倉市市民活動センター利用登録団体の会員
- (4) その他本会の会長が認めた者

(助成金の額)

第3条 助成金は1回に限り交付するものとし、その額は、次のとおりとする。

- (1) 被災地の支援に際して加入したボランティア活動保険の保険料。ただし、510円を上限とする。
- (2) 被災地までの交通費、支援準備金その他必要経費の一部。ただし、助成額は、次のとおりとする。
 - ア) 神奈川県又は、東京都、静岡県でのボランティア活動は助成なし。
 - イ) 千葉県又は、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県でのボランティア活動は1人につき3,000円。ただし、5人以上で構成された団体が、被災地まで主に車両を運行してボランティア活動を行った場合は、1団体につき12,000円
 - ウ) 上記ア)及びイ)以外での活動は1人につき5,000円。ただし、5人以上で構成された団体が、被災地まで主に車両を運行してボランティア活動を行った場合は、1団体につき20,000円。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、ボランティア活動終了後、速やかに令和元年台風19号に係る被災地支援助成金申請書・報告書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して会長に提出するものとする。

- (1) ボランティア活動証明書（災害ボランティアセンターが発行するものに限る。）の原本又は写し
- (2) ボランティア活動保険の保険料を支払ったことを証する書類（本会でボランティア活動保険に加入した者を除く。）

(助成金の交付)

第5条 会長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 会長は、偽りその他不正の行為によりこの要綱による助成金の交付を受けた者がいるときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(公共団体等が行うボランティア活動)

第7条 公共団体等が実施する活動への参加で、当該公共団体等が上記助成金に該当する費用を負担する場合は、助成金の交付は行わないものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市と協議の上、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、会長決裁の日から施行し、被災地で災害ボランティアセンターが開設された日から適用する。